

研修受託事業実施要綱

令和5年4月5日制定

(目的)

第1 この要綱は、公益財団法人広島県男女共同参画財団（以下「財団」という。）が男女共同参画社会づくりを推進するため、男女共同参画に関連する内容をテーマとした研修会、講演会及び学習会等（以下「研修会等」という。）を実施する団体等への講師派遣について、必要な事項を定めるものとする。

(派遣の対象)

第2 派遣の対象となる研修会等は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 広島県内に事業所等を有する企業・団体が実施する研修会等
- (2) 広島県の各地域で活動する団体が実施する研修会等
- (3) 広島県内の学校が実施する研修会等
- (4) 前各号に掲げるもののほか、財団が適当と認めた研修会等

(要件)

第3 財団が講師を派遣する研修会等は、次の要件を満たしていなければならない。

- (1) 団体等が主催又は共催するものであること。
- (2) 男女共同参画に関する知識等の習得、普及・啓発又は男女共同参画社会づくりに資する内容であること。

(派遣の申込み)

第4 講師の派遣を希望する企業・団体（以下「申込者」という。）は講師派遣申込書等により、財団に派遣の申込みを行うものとする。

(派遣の決定)

第5 財団は申込みがあった場合は内容を審査し、「第2 派遣の対象」及び「第3 要件」に該当すると認めるときは、講師を選定し、申込者に通知するものとする。この場合、派遣に要する経費を提示することとする。

(実施報告)

第6 申込者は、財団から講師派遣を受けた研修会等が終了した場合は、実施報告書を財団に提出するものとする。

(経費)

第7 講師への謝金及び交通費は、財団が定める「報償費及び費用弁償の支出基準」及び広島県の「職員の旅費に関する条例(昭和28年広島県条例第23号)」により本人に現金で支払うものとする。ただし、本人の指定する金融機関の口座に振り込むことができる。

2 財団は研修会等の完了を確認した後、申込者に対し、研修に要した経費を請求するものとする。この場合において、研修に要した経費は、講師謝金、交通費、財団手数料及び消費税とする。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、講師派遣に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和6年6月24日から施行する。

令和 年 月 日

公益財団法人広島県男女共同参画財団 理事長 様

所在地
所属

講師派遣申込書

次のとおり申し込みます。

1 内容

具体的内容	
開催希望日時等	
研修会場	
対象・人数	
予算額	円

2 申込者

担当者氏名		
連絡先	電話番号	
	メールアドレス	

令和 年 月 日

公益財団法人広島県男女共同参画財団 理事長 様

所 属

実 施 報 告 書

この研修会（講演会・学習会）を次のとおり実施しましたので、報告します。

研修会名等	
実施日時	令和 年 月 日（ 曜日） 時間： : ~ : （ 時間 分）
講師	
テーマ	
参加人数	人（うち オンライン参加 人）

【報告者】

氏 名	
電話番号	
メールアドレス	